令和６年度『高校生おおはさま留学生候補者』選考基準

１　目的

高校生おおはさま留学生候補者を選考するに当たり、その基準を定めるものとする。

２　選考委員

選考委員は、教育部長、大迫総合支所長その他市長が認めた者とする。

３　選考日

選考日は、申込書類（高校生おおはさま留学生申込書及び学業成績証明書）受理後、市長が定める。

４　選考方法

選考は、申込書類の審査及び面接（申込者及び保護者）により行う。

５　選考基準

(1) 心身ともに健康で、学習に意欲的であること。

(2) 生活態度が良好で、自立した生活を送ることができること。

(3) 周りの人と良好な関係を築き、高校生活に意欲的であること。

(4) その他総合的判断

６　選考結果

上記選考基準に基づき、４名以内を高校生おおはさま留学生候補者として決定する。